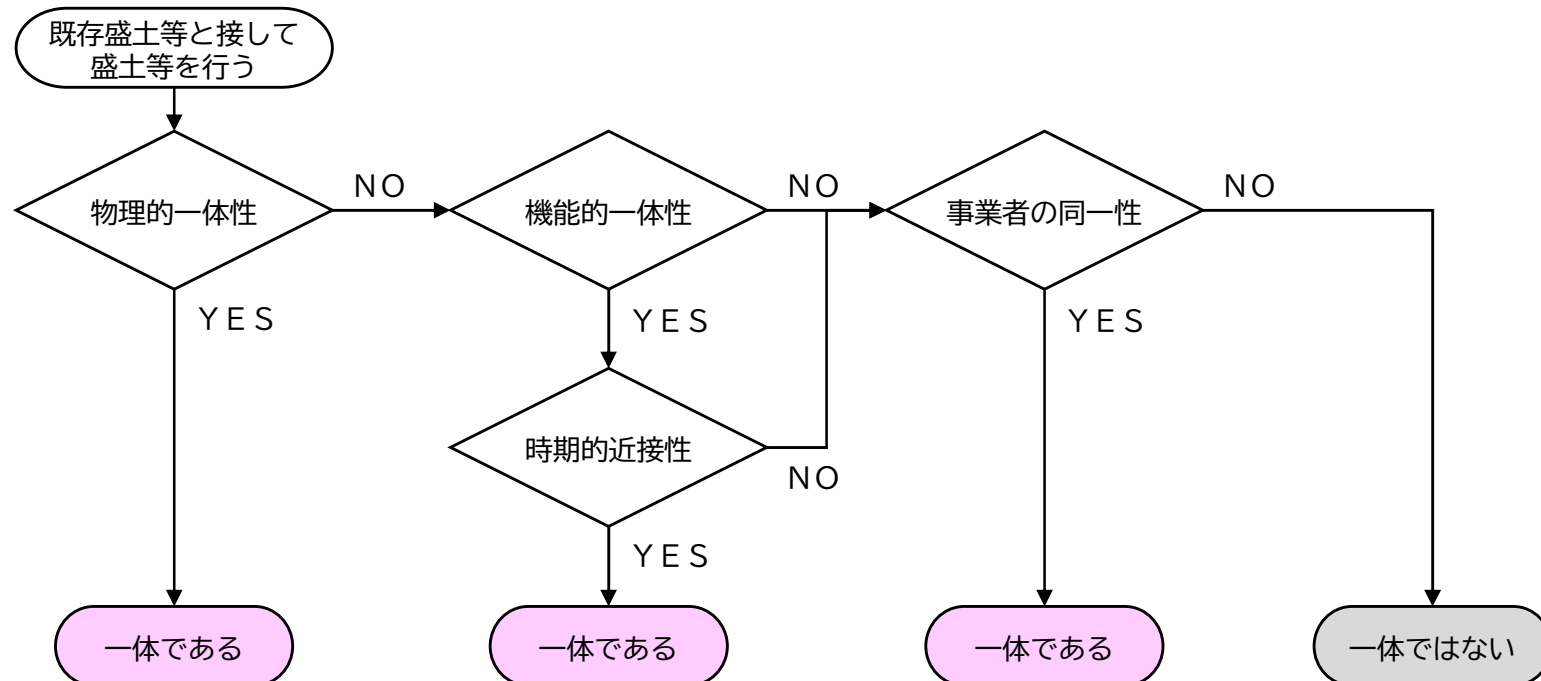


盛土等の一体性の判断

既存盛土等と接して盛土等を行う場合、個々のケースにより判断することになりますが、一体的な盛土と判断される場合には規制対象になります。一体的であるかの判断は、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」、「事業者の同一性」の観点から総合的に判断します。また、既存盛土の上に盛土する場合には、既存盛土が基礎地盤となるため、地盤条件等が適切に確保されているか技術的に確認することになります。

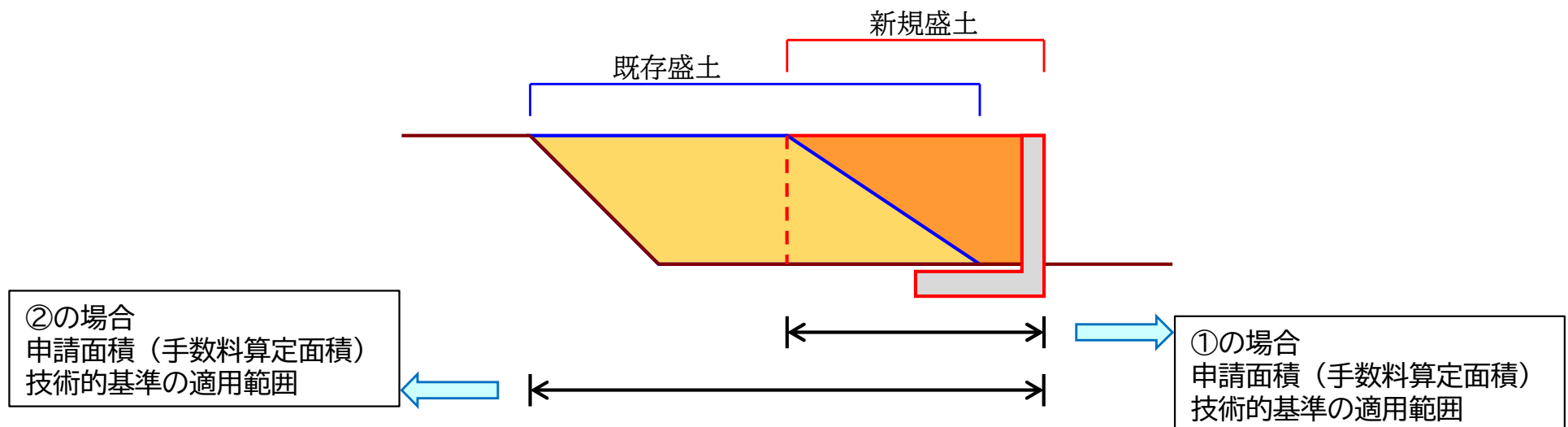
項目	判断基準	チェック
物理的一体性	複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合	☐
	複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合	☐
	同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合	☐
機能的一体性	事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合	☐
時期的近接性	盛土等が行われた時期が近い場合	☐
事業者の同一性	同一の事業者が行う場合	☐
	異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行う場合	☐
	同一人物が複数の名義で行う場合	☐



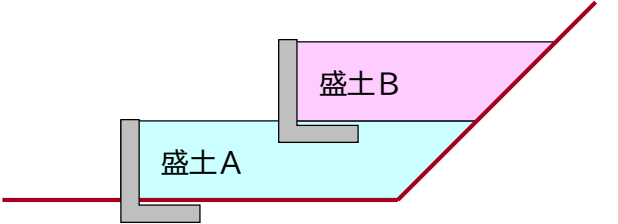
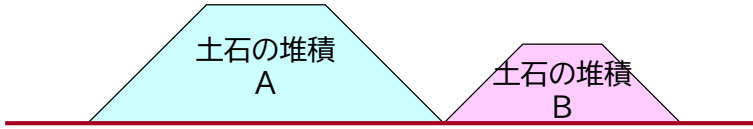
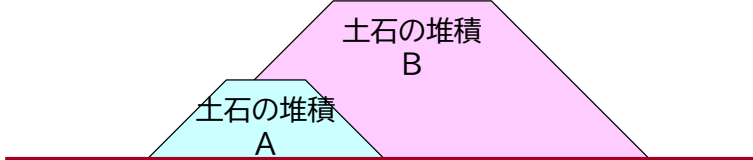
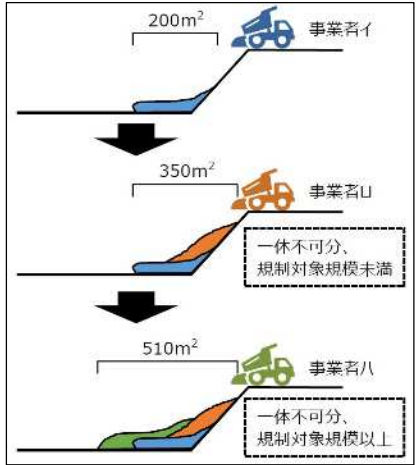
一体性のある盛土等の取り扱い

項目	「一体である」と判断される場合		「一体ではない」と判断される場合
	① R7.5.1より前に既存盛土等が完成又は工事着手している場合	② R7.5.1以降に既存盛土等が工事着手している場合 (許可の有無は問わない)	
許可・届出の要否の判断	既存盛土等（形質の変更がある部分のみ）を含めて判断	既存盛土等（全体）を含めて判断	新規盛土等のみで判断
申請面積 (手数料算定面積)	既存盛土等（形質の変更がある部分のみ）と新規盛土等の合計面積	既存盛土等（全体）と新規盛土等の合計面積	新規盛土等のみの面積
技術的基準の適用範囲	既存盛土等も含めた盛土全体に適用 ただし、運用開始前に完成又は工事着手し、かつ形質の変更がなく安定計算等に影響しない部分には適用しない		新規盛土等のみに適用

取り扱いイメージ

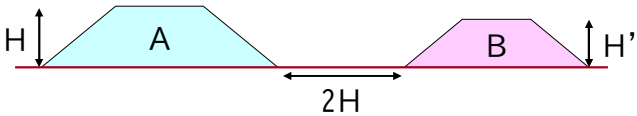
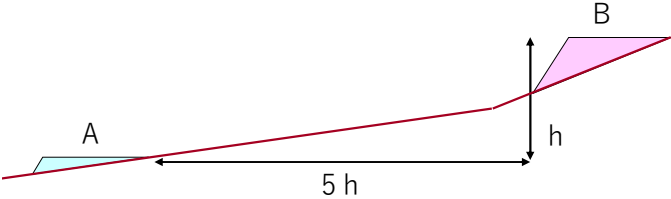
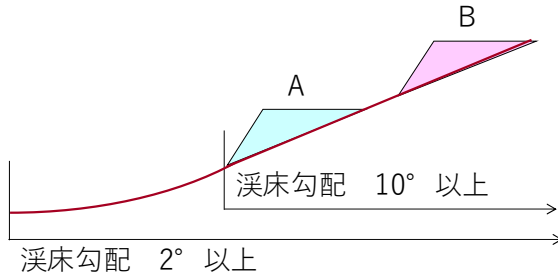
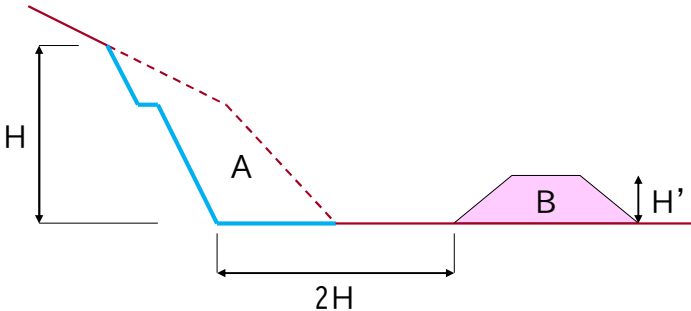


盛土等の一体性の判断の事例①

観点	土地の形質の変更	土石の堆積
物理的 一体性	隣接  一体不可分  	隣接  一体不可分   200m² 事業名イ 350m² 事業名ロ 一体不可分、規制対象規模未満 510m² 事業名ハ 一体不可分、規制対象規模以上
A：1回目の工事 B：2回目の工事		

出典：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン

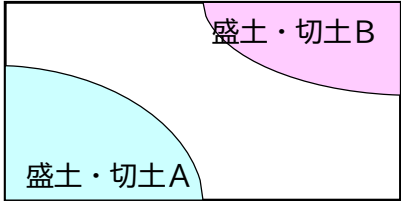
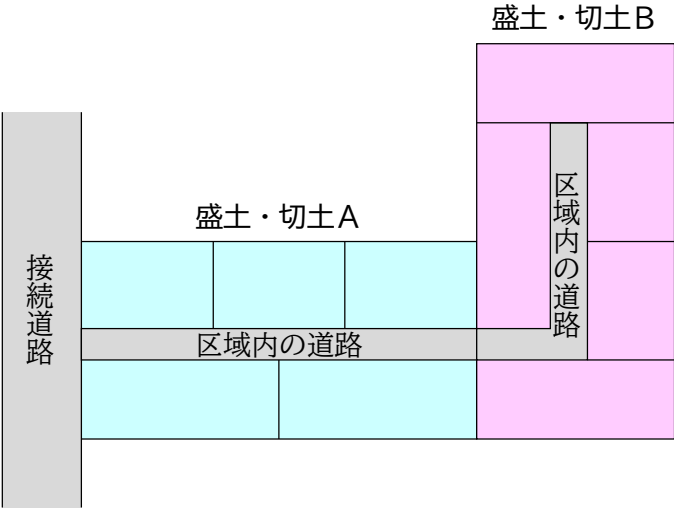
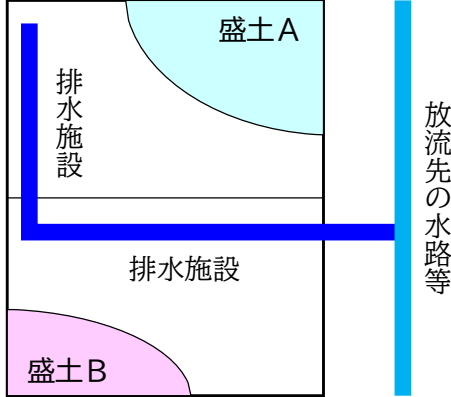
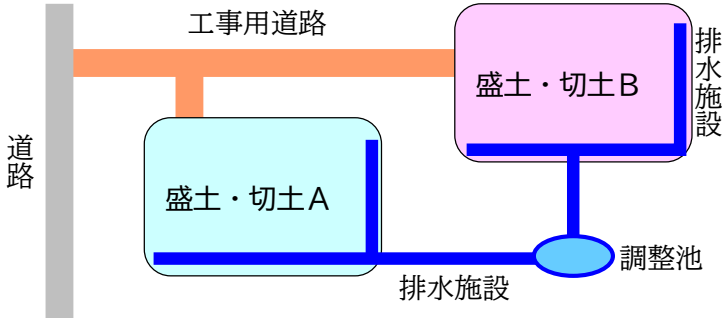
盛土等の一体性の判断の事例②

観点	土地の形質の変更	土石の堆積
物理的 一体性	近接 平地盛土：盛土間の離隔が$2H$以内 (盛土高の高い方をHとする) 腹付け盛土：盛土間の離隔が$5h$以内 谷埋め盛土：溪流等（溪床勾配10°以上・全幅50mを基本とする範囲）において盛土が上下に位置する場合 切土：離隔が$2H$以内（高い方のHとする）	   

A：1回目の工事

B：2回目の工事

盛土等の一体性の判断の事例③

観点	土地の形質の変更	土石の堆積
機能的 一体性	 ● 同一の区画内で行われる場合 ● 同一の事業区域内で行われる場合  ● 同一の接続道路となる場合	 ● 別の敷地ではあるが、排水施設を共用したり、放流先の水路が同一となったりする場合  ● 工事用道路や調整池を共用する場合

A : 1 回目の工事

B : 2 回目の工事

盛土等の一体性の判断の事例④

観点	土地の形質の変更	土石の堆積
時期的近接性	● 盛土等の工事期間が重複している場合 ● 従前の行為の完了から2年以内の場合	
事業者の同一性	● 土地所有者又は工事施行者が同一である場合 ● 同一の事業者が行っている場合 ● 異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合 ● 同一の人物が複数の名義で行っている場合 ● 土地所有者、管理者、占有者（概ね2年以内の従前の所有者等を含む）が同一である場合 ● 複数の事業者が、同じ目的のために、それぞれ分担して共同で工事する場合 残土処分 (規制対象規模未満) 残土処分 (規制対象規模未満) 残土処分 (規制対象規模未満) 20° ・各事業者の資本に係りあり (約1年間で盛土等を実施) (いずれも残土処分) ・盛土等は溪床勾配 20°の同じ渓流に位置	

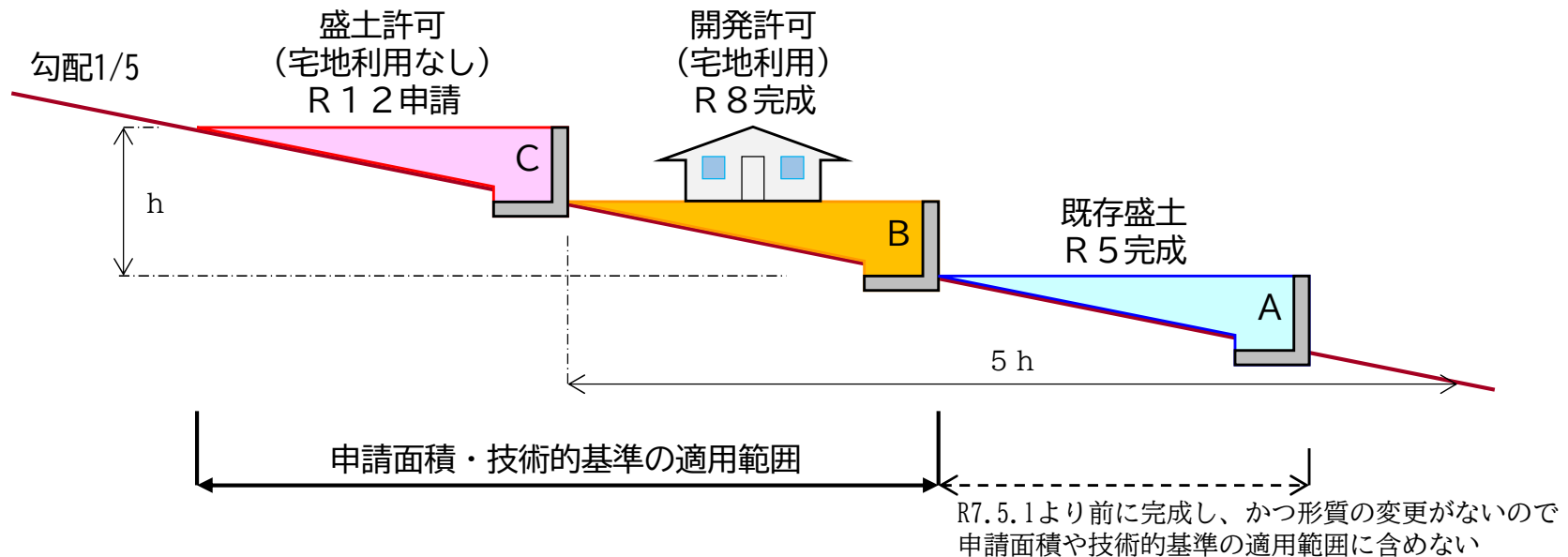
出典：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン

盛土等の一体性の取り扱い事例①

腹付け盛土（傾斜地（現地盤勾配が1/10より大きい土地）において行われる盛土）を行う

令和7年5月1日に規制区域指定、運用開始

- 盛土Aは、R5.5.5完成。R7.5.1より前に完成しているため、盛土規制法の規制対象外
- 盛土Bは、R8.5.5許可・R8.8.8完成。R7.5.1以降に都市計画法の開発許可を受けたため、盛土規制法のみなし許可
- 盛土Cは、R12.12.12工事着手。R7.5.1以降に新規着手するため、盛土規制法の申請・許可が必要

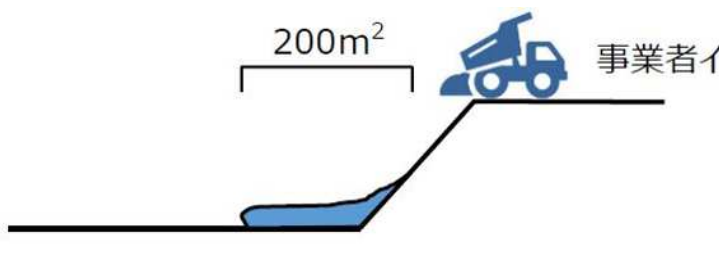
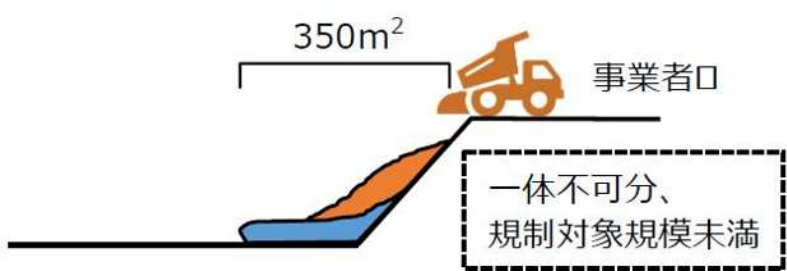
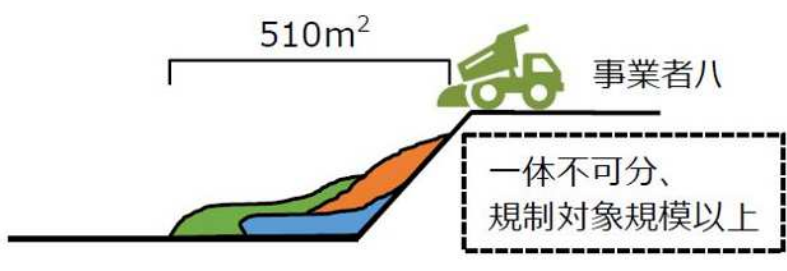


令和12年9月12日に盛土Cの盛土規制法許可申請を行うの取り扱い

- 盛土Cは、盛土A及び盛土Bに対して物理的一体性があるため、盛土A・B・Cは「一体である」と判断する
 - 複数の盛土が「近接」（盛土Cから5 hの範囲内）しており、盛土が崩落した場合に他の盛土に影響を及ぼし「両者の盛土が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他の盛土の安全性に影響を及ぼしうるおそれ」がある
- 申請面積（手数料算定面積）及び技術的基準の適用範囲は、盛土C及び盛土Bの範囲とする

盛土等の一体性の取り扱い事例②

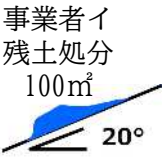
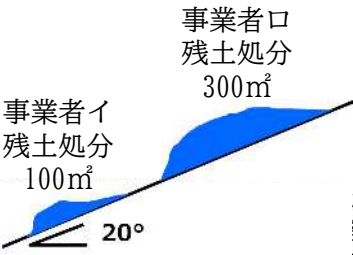
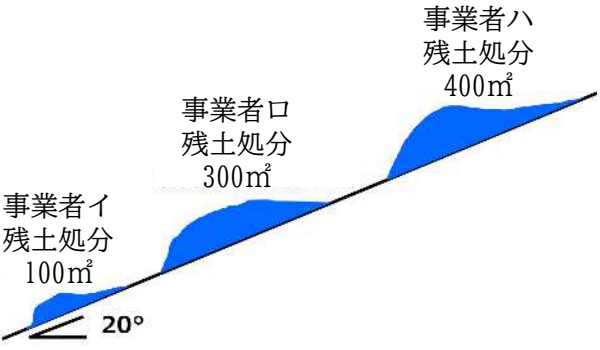
令和7年5月1日の運用開始後に特定盛土等規制区域において事業者の同一性がない事業者が土石の堆積を行う

1	 200m² 事業者的イ	特盛区域における届出対象規模未満であるので、届出の提出は不要
2	 350m² 事業者的ロ 一体不可分、 規制対象規模未満	物理的の一体性のある盛土ではあるが、合計面積が350m ² であり、特盛区域における届出対象規模未満であるので、届出の提出は不要
3	 510m² 事業者的ハ 一体不可分、 規制対象規模以上	一体不可分で物理的の一体性があるため、「一体である」と判断する 合計面積が510m²であり、特盛区域における届出対象規模以上となる 事業者的ハは、届出対象規模500m²を超える30日前までに、盛土全体の合計面積510m²について、法第27条第1項に基づく届出の提出が必要 なお、届出をしないで工事をする場合は、法第57条に基づき1年以下の禁固刑又は100万円以下の罰金となる

盛土等の一体性の取り扱い事例③

令和7年5月1日の運用開始後に宅地造成等工事規制区域において残土処分を行う

- 各事業者の資本に係り性あり
- 1年間に3箇所で残土を谷埋め盛土として処分
- 溪床勾配20°の同じ溪流に位置

1		宅造区域における許可対象規模未満であるので、許可申請は不要
2		溪流において盛土が上下に位置する谷埋め盛土で物理的・一体的な盛土ではあるが、合計面積が400㎡であり宅造区域における許可対象規模未満であるので、許可申請は不要（資本に係り性があり事業者の同一性はある）
3		溪流において盛土が上下に位置する谷埋め盛土で物理的・一体的な盛土であるため、「一体である」と判断する（資本に係り性があり事業者の同一性もある） 合計面積が800㎡であり、宅造区域における許可対象規模以上となる 事業者ハは、許可対象規模500㎡を超える前に、盛土全体の合計面積800㎡について、法第12条第1項に基づく許可申請が必要 なお、無許可で工事をする場合は、法第55条第1号に基づき3年以下の禁固刑又は1,000万円以下の罰金となる